

「パラダイム」とその周辺(6・最終回)

JDA理事 安藤温敏

5 ディベート甲子園ルールとパラダイム

約一年続いたこの連載も今回が最終回です。最後にディベート甲子園ルールに立ち返って、ディベート甲子園ルールとパラダイムの関係について考察してみたいと思います。

5-1 パラダイムを規定したルール項目

この連載の第一回目で、「ディベート甲子園においては政策形成パラダイムが用いられています」と書きました。これは、ディベート甲子園ルールを詳細に検討することによって、必然的に導かれます。このルールを作成した方は、ほぼ間違いなく、政策形成パラダイムを念頭に置き、パラダイムのことを意識せずとも、全ての審判が政策形成パラダイムに近い立場になるようにルールを書いているものと思われます。

以下、ディベート甲子園ルールからパラダイムに関係しそうなところを拾い、どのようにパラダイムと関わっているのか、解説していきます。

第2条 各ステージの役割

肯定側立論は、論題を肯定するためのプランを示し、そのプランからどのようなメリットが発生するかを論証するものとします。否定側立論は、現状維持の立場をとるものとし、主に肯定側のプランからどのようなデメリットが発生するかを論証するものとします。

この記述から、ディベート甲子園では、ディベートを、肯定側政策（プラン）と否定側政策（現状）との比較としてとらえようとしているということがわかります。これは政策形成パラダイムにおける政策比較にほかなりません。もし定常争点パラダイムを想定しているのであれば、このような記述にはならず、「肯定側はプランを示し、プランの必要性・内因性・重要

性および深刻なデメリットが発生しないことを証明しなければならない」といった記述になるはずですが。また、仮説検証を前提にしているのであれば、否定側の立場を規定することはなく、「否定側は多くの対抗仮説を出すことにより、論題の確からしさを否定する」といった記述になるでしょう。

第5条 判定

試合の判定は、別に定める細則D(判定に関する細則)にもとづき審判が行います。メリットがデメリットより大きいと判断される場合には肯定側の勝利、そうでない場合には否定側の勝利となります。引き分けはありません。

この記述もまた、政策形成パラダイムを想定したものだと思います。個々の争点だけでなく、メリット・デメリットを全体として比較する、というのが、政策形成パラダイムの手法です。

細則D(判定に関する細則)

[略] 審判は、個々のメリットあるいはデメリットについて、以下の3点について検証を行い、大きさの判断を行います。

- 1) プランを導入しなければ、そのメリットあるいはデメリットは発生しないこと。
- 2) プランを導入すれば、そのメリットあるいはデメリットが発生すること。
- 3) そのメリットあるいはデメリットが重要・深刻な問題であること。

審判は、個々のメリット、デメリットの判断をもとに、メリットの合計とデメリットの合計の比較を行い、どちらに投票するかを決定します。その際、比較の価値基準が試合中に提示されていれば、その立証の程度に応じて反映

します。判断基準が示されなかった場合は、審判の判断に委ねられます。

この記述の前半部分では、メリット・デメリットが成立するための要件が争点として提示されていて、若干定常争点的な考え方が反映されているようにも見えます。

しかしながら、これらの要件が独立して投票理由になるわけではなくて、最終的にはメリット・デメリットの大きさを総合的に評価して勝敗を決する、という形になっていることから、ここでも一貫して政策形成的考え方が用いられていることがわかります。

5-2 ディベート甲子園ルールの限界

これまでに述べてきたことから、ディベート甲子園においては、政策形成パラダイムを前提にルールが作成されていることがわかります。ただし、ディベート甲子園におけるパラダイムは、完全な政策形成パラダイムではなく、かなりの簡略化がなされています。

たとえば、ディベート甲子園においては、否定側の政策は、常に現状に固定されていて、カウンタープランを出すことはできません。また、政策形成プロセスにおいて、メリット・デメリット比較以外の方法もあり得るはずですが（たとえば、国家としての義務、弱者保護などといった要素は、単なるメリット・デメリットを超えたところで議論されてもおかしくない内容です）が、ディベート甲子園においては、あくまでもメリットとデメリットの比較によって勝敗を決することと、ルールで定められています。

したがって、ディベート甲子園ルールは、政策形成プロセスをさらに単純化した形式のディベートを想定していることがわかります。これは、ディベート甲子園が始まった当時のディベーターの技術やディベート理論の知識の普及度合いを考慮して、審判が複雑なディベート理論を知らなくても、ある程度の水準の判定を下せるようにするために必要な措置だったのだと推測します。このことは、ディベートの普及、という観点からはある程度有効に機能したのかもしれませんが。

しかし、ここ数年の試合（特に全国大会レベルの試合）を見てみると、内容がかなり高度化・複雑化しており、現状のルールの枠で扱いきれない

議論が増えてきているように思います。その際には、本来の政策形成パラダイムの考え方に立ち戻ることによって、ある程度合理的な判断を下すことができるでしょう。

さらに言うならば、本当は、論題によっては定常争点的な考え方や仮説検証的な考え方を導入した方が良い場合もあり得ます。たとえば「日本は葉害肝炎患者に対して損害賠償を行うべきである。」といった、裁判で争われそうな論題では、定常争点的な考え方がなじむ場合がありますし、「日本は全ての原子力発電を廃止するべきである。」といった、「全て」という言葉を含む論題においては、日本に一つでも廃止すべきでない原子力発電所があれば、否定されるべきである、という議論ができ、これは仮説検証的な考え方に通じます。

5-3 今後の甲子園ルールへの提言

最後に、今後のディベート甲子園ルールの方向性に関して、パラダイムの観点から考えてみたいと思います。

基本的に、どのようなパラダイムを採用するかは、ディベート甲子園というイベントで期待されるディベートの内容や質によって、変化します。

現状の方向性を見る限り、甲子園のディベートの内容は複雑化する一方です。これを追認する形でパラダイムに対してより寛容な姿勢を取るのか、複雑化の流れを断ち切り、より単純なディベートへ回帰するのか、考える必要があります。

二つの方向性のうち、どちらがよいのかは一概には言えません。実際に大会に参加されるディベーターの方々や、指導者として関わる方々が、正しい知識のもとでよく考えて結論を出すべきテーマです。そうした知識の普及に、この連載が少しでも足しになれば、連載の目的も達せられたと言えるでしょう。

ほぼ一年間にわたり連載におつきあいいいただき、ありがとうございました。トライアングル編集部の皆様には、遅れがちな原稿を忍耐強く待っていただき、大変感謝しております。この場をお借りして、お礼申し上げます。